

中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に定める教育公務員(中野区立幼稚園の園長、<u>副園長、教諭及び養護教諭並びに中野区立小学校及び中学校の教員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条第1号に規定する職員を除く。)</u>に限る。)の勤務時間、休日、休暇等については、別に条例で定める。</p> <p>第2条～第12条 (略)</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員(常時勤務を要するものに限る。)</u>の任用期間中の年次有給休暇は、<u>第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</u></p> <p>第13条の2・第14条 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</u></p> <p>(1) <u>地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定によ</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に定める教育公務員(中野区立幼稚園の園長及び教員並びに中野区立小学校及び中学校の教員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条第1号に規定する職員を除く。))に限る。)の勤務時間、休日、休暇等については、別に条例で定める。</p> <p>第2条～第12条 (略)</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第13条の2・第14条 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、<u>公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、早期流産休暇、育児参加休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</u></p>

り臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、早期流産休暇、育児参加休暇及び短期の介護休暇

(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、早期流産休暇、育児参加休暇及び短期の介護休暇

2 (略)

第16条～第18条 (略)

(育児休業に伴う臨時的任用職員等に対する特例)

第19条 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用される職員（常時勤務を要するものを除く。）の勤務時間、休日、休暇等については、人事委員会の承認を得て、任命権者が定める。

2 非常勤職員（短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

第20条 (略)

附 則 (略)

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 (略)

第16条～第18条 (略)

(臨時職員に対する特例)

第19条 臨時的に任用される職員の勤務時間、休日、休暇等については、人事委員会の承認を得て、任命権者が定める。

第20条 (略)

附 則 (略)